

1. 件名：検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談
2. 日時：令和2年11月24日（火）13：20～15：40
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせテーブル（TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部核燃料施設等監視部門  
熊谷統括監視指導官、福吉主任監視指導官、木村主任監視指導官、関主任監視指導官、福原監視指導官、小島係員

日本原燃(株) 安全・品質本部品質保証部部長他6名  
日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部部長他11名  
三菱原子燃料(株) 安全・品質保証部 副部長 他1名  
原子燃料工業(株) 東海事業所環境安全部 安全管理グループ長 他3名  
日本核燃料開発(株) 保安管理部長 他4名  
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン保安管理部 担当課長1名  
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉本部放射線管理部技術専門職員  
東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他1名  
リサイクル燃料貯蔵(株) 取締役技術安全部長 他3名  
立教大学 原子力研究所 管理室長 他2名  
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 原子炉主任技術者 他1名  
(株)日立製作所 王禅寺センタ長  
核物質管理センター東海保障措置センター東海検査部検査部長他3名  
ニュークリア・デベロップメント(株) 安全管理部部長他6名

#### 5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、配布資料（2）に基づき前回面談を踏まえ、施設管理における巡視点検の記録の内容等への回答を行った。
- (2) 日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」という。）から、配布資料（3）に基づき、JAEAにおける放射線安全に係る安全実績指標（PI）の報告例の紹介があり、事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数等のカウントの仕方について確認を行った。続いて原子力規制庁から、配布資料（4）に基づき報告の内容、様式等について説明した。核燃料設置者から内容についてコメントする場合は、いつまでに提示したらよいかとの質問があり、原子力規制庁から12月末までに御願いたい旨回答を行った。
- (3) 原子力規制庁から、配布資料（5）に基づき、令和2年度上半期に核燃料施設で発生した検査気付き事項等の分析について説明を行った。核燃料設置者からこのような情報は引き続き提供を御願いたい旨、また併せてどのような視点で検査を行い発見

できた事項なのか教えて欲しい旨の要望があり、検討する旨回答を行った。

- (4) 原子力規制庁から、配布資料(6)に基づき、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」における保安活動の重要度について説明を行なった。JAEAから規則の理解が進んだことや当該趣旨を踏まえ2次文書等の整備を行っていきたい旨の発言があった。
- (5) 原子力規制庁から、配布資料(7)に基づき、検査制度に関する意見交換会において議論されている核燃料施設等における安全重要度評価の検討状況について、説明を行った。

## 6. 配布資料

- (1) 議事次第(原子力規制庁資料)
- (2) 前回の面談録(原子力規制庁資料)
- (3) 原子力機構における放射線安全に係る安全実績指標(PI)について(JAEA資料)
- (4) 核燃料施設等における安全実績指標(PI)報告について(放射線安全)(原子力規制庁資料)
- (5) 令和2年度上半期に核燃料施設で発生した検査気付き事項等の分析について(原子力規制庁資料)
- (6) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則～保安活動の重要度について～(原子力規制庁資料)
- (7) 核燃料施設等における安全重要度評価の検討の方向性について(原子力規制庁資料)